

26 京織商発第 342 号

平成 26 年 8 月 27 日

組合員商社各位

京都織物卸商業組合

### 経済産業省からのお知らせ

前略 平素は組合活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、経済産業省から「景品表示法への課徴金制度導入」に関するパブリックコメントが 8 月 26 日から開始されましたのでご案内いたします。

なお、当組合 HP でも掲載しております。(織商 HP アドレス: <http://www.fashion-kyoto.or.jp>)

### 経済産業省からのお知らせ

景品表示法への課徴金制度導入に関しては、不当表示の抑止という目的の一方で、事業者に対して大きな不利益を課す可能性があるものであることから、幅広い業界の方々からの意見が反映されることが重要であると考えております。

つきましては、下記リンク先をご確認いただき、ご意見を寄せていただけますと幸いです。

期間は 8 月 26 日 (火) から 9 月 4 日 (木) までの 10 日間という大変短いものとなっておりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 【掲載ページ】

電子政府総合窓口 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/> (新着情報のコーナー)

<http://www.caa.go.jp/action/comment/index.html> (意見募集中一覧)

また、景品表示法の「指針」に関しましても、パブリックコメントが行われておりますので (9 月 16 日 (土) 締切)、併せてお知らせいたします。

<事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置の指針 (案) についての意見募集>

■対象：事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針案

■期間：平成 26 年 8 月 8 日 (金) から 9 月 16 日 (火) まで

■詳細：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235070019>